



新型コロナ 第5類へ移行後のおもな変更点

新型コロナウイルス感染症が令和5年5月8日に5類感染症に移行されることに伴い、学校保健安全法施行規則の一部改正がおこなわれました。移行後のおもな変更点についてお知らせします。ご理解とご協力をお願いします。

おもな変更点（5月8日より）

①毎日の体温チェックは不要です

②出席停止扱いになる場合

- ・新型コロナの陽性診断を受けた場合

【出席停止期間】

有症状者…発症した後5日が経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
無症状者…検体採取日を0日とし、5日を経過するまで

- ・医療的ケアが必要な児童および基礎疾患があり重症化するリスクが高い児童について、主治医が登校すべきでない判断した場合
- ・同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があり、感染が不安であると相談があり、他の手段がなく合理的な理由があると学校長が判断した場合

※これまでは本人に風邪症状がある場合は出席停止扱いとなり登校できませんでしたが、体調不良で学校を休む場合は欠席扱いになります。

③登校が可能な場合

※濃厚接触者の特定はおこないません。

- ・同居家族が陽性となった場合
- ・同居家族に風邪症状がみられる場合
- ・本人に風邪症状がみられるが、熱がなく学校生活が可能の場合

④その他

- ・マスクの着用は求めません。
- ・基本的な衛生習慣（手洗い、うがい）は引き続き、おこなってください。

